

第1 性犯罪の構成要件及び法定刑について 1 性犯罪の法定刑の見直し

現行法において、強姦罪の法定刑の下限が強盗罪のそれよりも低いこと、強姦致死傷罪の法定刑の下限が強盗致傷罪のそれよりも低いことなどにつき、強姦罪の法定刑を強盗罪と同じ又はそれより重いものとするなどの見直しをすべきか。

また、現行法では、強姦犯人が強盗をした場合については、強姦罪と強盗罪の併合罪とされている一方、強盗犯人が強姦をした場合については、特に重い罰則(強盗強姦罪)が規定されているところ、強姦犯人が強盗をした場合についても強盗強姦罪と同様に重く処罰するなどの規定を設けるべきか。

(RC-NET)

見直しをすべき。「厳罰化」以前に強姦強盗/強盗強姦という加害者側の行動順序の違いによって「罰」の質が変わることは被害にあった者の状況、心情に即していない。よって、強姦/強盗との差別化をなくし、「同様に」処罰すべきだと考える。

しかし、強盗との差について、強盗自体の量刑についてを判断する基準は持っていない。どちらが上か、というのを関係のない犯罪と比べるということではなく、強姦は強姦として適正に判断いただきたい。

また、差別や偏見を起因とする強姦について、より厳重な脅迫対象となることを望む。

2 強姦罪の主体等の拡大 現行法では、強姦罪の行為者は男性、被害者は女性に限られているところ、行為者に女性を被害者に男性を加えて性差のないものとするべきか。

(RC-NET)

「男性を加える」のではなく、「性差をなくす」のが重要と考える。被害者や加害者を「男性」「女性」と明記すること自体が、他の犯罪において一般的にされることではなく、「性犯罪」に関わるものから、ジェンダーバイアスを取り除くことが望まれる。また、現行法上では、性別が「変動するもの」である可能性について配慮なされていない。例えば、被害の時点では女性であった者が性別を移行し、男性となった際、女性として裁判をしなければならないのか、男性として訴えを起こすことができるのか。男性戸籍で生まれたものが、女性に性別を移行した後被害にあった場合、同様にどのような対応がなされるのか、など、被害の有無に関わらず人は性別を越境する可能性があるということが明確である以上、女性/男性、という括りの中で案に女性器/男性器の問題が即ち強姦であるということを明示するのは、すでに現状とは乖離している。

3 性交類似行為に関する構成要件の創設 現行法では、強姦罪で処罰される男性器の女性器への挿入以外の性的行為は強制わいせつ罪で処罰されるどころ、肛門性交、口淫等の性交類似行為については新たな犯罪類型を設けるなどし、強姦罪と同様の刑、あるいは、強制わいせつ罪より重い刑で処罰することとすべきか。

(RC-NET )

性交「類似行為」と、法的に行為を定義付けすることを必要とはしない。また、新設については望まず、身体侵襲行為として、性器に関わらず、手指／器物等の挿入に関して、強姦とすることを望む。性交類似行為として、性行為において、性器の種類を法的に定義付けしてしまうことにより、同性間の性行為についてを性行為と認めないということになり、女性器男性器を持つ者のみの法律として強姦罪が機能することについては、これを望まない。

4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和 現行法及び判例上、強姦罪等が成立するには、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度の暴行又は脅迫を用いることが要件とされているところ、この暴行・脅迫の要件を緩和すべきか。

(RC-NET )

「脅迫があったか」よりも、「合意をとったか」についての証明を、まずは行為者側に求めるべきではないか。1、合意の言質 2、被害者への尊重 を踏まえ、まず言質無きもの、もしくは言質に被害にあったものへの配慮／尊重が存在するかが重要と考える。脅迫や暴行についての有無については実質的に、例示として緩和したところでカバー出来ない点は出てきて、要件の狭間に落ちる脅迫／暴行は出てしまう。

刑事裁判においては、構成要件に該当することの立証責任を検察官が負うため、行為者に立証責任を転換することは困難であるとするれば、「合意」の有無は内心に係る事実になるため、被害者、加害者で言い分が対立した場合は、その周辺の事実から裁判官が推認するようになり、裁判官や検察官への教育が行き届かないと二次被害になってしまうだろうとも考えられる。条文上、「合意を得ず」といった書き方にすれば、合意を得る外形的な事実があったかどうか焦点がしぼられ、内心という見えないものの存在の有無を追求することによる二次被害を少なくできる。

合意のなきものについては非合意であるという基準に基づき判断することが必要。これらの判断のためにも、裁判官を始め、司法に関わる方々への性犯罪についての再教育を望む。

しかし、脅迫要件の中に、セクシュアル・マイノリティを始め、社会的差別／偏見に曝される主たる人権課題のキーパーソンに成り得る人々へのヘイトクライム（憎悪犯罪）について、より大きく「脅迫」要件として周知いただきたい。

※内閣府の男女共同参画局が平成24年7月に発表した報告書では、専門調査会が「暴行・脅迫」の立証責任を加害者に転換することなどを法務省に転換することが望ましいとの見解も示されています。今は「このようにして抵抗した」と被害者側が立証することになっているため、具体的にどうやって抵抗したのか、と詳しく話す必要があり、しかも上記のように「何度も応じている」ということが「抵抗していない」という証拠になってしまっています。これが、加害者側に立証責任があれば「自分は同意だと思った」ということを裁判所に向けて立証しないといけなくなるので、全く違った方向に行くのではないかと思います。

5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設 親子関係等の一定の地位や関係性を利用して、従属的な立場にある者と性的行為を行う類型について、新たな犯罪類型を設けるべきか。

(RC-NET)

地位や関係性ではなく、行為として見極めることが必要と考える。強姦であれば強姦、強制わいせつであれば強制わいせつ、行為者と被害者との関係性により特別視するのではなく、罪を罪として明確に処罰することが必要であり、「別物」としての周知をすべきものではない。また、児童虐待等、保護／管理者からの被害について、「虐待」としての処罰と性犯罪としての処罰は併合し、処罰は加算されるべきものとする。

6 いわゆる性交同意年齢の引上げについて 現行法では、暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲は被害者が13歳未満の場合とされているところ、この年齢を引き上げるべきか。

(RC-NET)

国連からの勧告等を見ても、日本の性交同意年齢についての引き上げはなされるようにという流れになっているのは承知している。しかし、検討会の中で「女子の性交同意年齢」を引き上げるべきであるというニュースを目にし、なぜ「女子」のみの引き上げを話題にしているのかは、甚だ疑問に感じた。

まず、15歳になると、法定代理人を持たずとも法定相続が出来る独立した人間であるということが第一に認められており、また、刑事責任を科す最低年齢は14歳であることから、多面的に考え、法的な判断能力を14歳及び15歳から有していると判断している。引き上げを仮定しても、14歳が妥当なのではないか。もしそこに性別要件を出してくるような事があれば、甚だ時代錯誤なジェンダーバイアスを強化する法律となると考える。

性別要件による年齢を別途設けているものとして、婚姻可能年齢があるが婚姻年齢に合わせて、16歳まで、と言う論理に従えば、男性の18歳まで、との整合性をとる必要が出てくる。これら基準とされる年齢が、民法制定時の時代背景、性別に関わる認識の問題があることを理解されたい。

また、性交同意年齢については、行為者に対して禁止するものであると認識する。現実的にみて同意年齢以下、もしくは同様な年齢の者同士が性行為をする際、それを違法としてしまうことが無いようにしなければ、若年層の性行為を禁止する法律となってしまふ可能性があるのではないかと、その点についての確認をしたい。性交同意年齢の引き上げの際には、他国での現状も鑑み、より具体的な項目立てをしていく必要があるのではと考える。保護監督者等からの性行為についての同意年齢を引き上げ、全体としての性交同意年齢は現状のまま、もしくは最高でも14歳まで引き上げるべきではないかと考えている。

第2 性犯罪を非親告罪とすることについて 現行法では、(準)強姦罪及び(準)強制わいせつ罪については親告罪とされているところ、この規定を廃止し、告訴がなくても公訴を提起することができることとすべきか。

(RC-NET)

親告罪は撤廃すべきものとする。しかし、公訴について、法の下、プライバシーの遵守を徹底出来ることが大前提であり、捜査機関、司法においての二次被害等を決して起こさない、起こした場合については徹底的に責任追及をされるものでなければならない。

親告罪について現状強姦罪などは絶対的親告罪となり、被害者の意向を尊重しているものとされている。しかし実際には人によって「性行為」「性暴力」に対する認識は異なることであり、「何が犯罪か」の規定を難しくしている。性暴力に遭ったことを相談しても、人によって「それくらい我慢しなさい」「誰にでもあること」「被害妄想」と言われ、特に、婚姻、恋愛関係にある人同士の性暴力が、「犯罪」として認識されづらい理由でもある。そして、セクシュアル・マイノリティにおいては「同性なのだから」「力関係もそうないだろうし、話し合いなさい」「男同士／女同士なのだから、それは喧嘩でしょう」などと被害届さえ受理されない現状も散見される。

本来被害者のプライバシーは、法の下で守られるべきものであり、個人情報不用意な露出が起こることなく、安心して裁判を受けられるような環境が、整えられることが必要だが、それができていないために、「プライバシーが守られないのが嫌なら裁判を起こすな」ということに。実に本末転倒であり、親告罪故に「警察の間違った判断」が挟まることは避けなければならない。親告罪であれ、非親告罪であれ、警察や司法機関からの二次被害を撲滅することこそが、本来急務事項。

第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について 特に年少者が被害者である性犯罪について、一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか、あるいは公訴時効を撤廃すべきか。

(RC-NET)

控訴時効進行を停止させるべきとする。年少者が訴えを起こす事には様々なリスクがあり、社会的地位、生活環境、金銭的状況、人的資源等を踏まえても、成人の訴えと同等には扱うことが出来ない。また、長期に渡り訴えを起こしていない事柄について、一定期間を置き、すぐに訴えを起こすという準備が出来る人は少ない。年少者が被害者である性犯罪について少なくとも、成人後社会的生活を送るということを各々が確立し得るだろう期間、10年をおき、30才の誕生日日まで、時効の進行をさせないことを望む。